

規制内容の概要

3 幹線道路沿道地区では、下記に掲げる建築物の建築等ができません。

(1) 建築基準法 別表第二(に)項第6号に掲げる建築物

15㎡を超える畜舎

(2) 建築基準法 別表第二(ほ)項第2号、第3号に掲げる建築物

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

カラオケボックスその他これらに類するもの

※詳細は、「たつの市特別用途地区の区域内における建築物の制限に関する条例」から確認してください。